



佐賀県公報

平成21年
3月19日
(木曜日)
第13136号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病検査の実施	(九七・畜産課)
森林病虫害等防除法に基づく命令の内容となる事項	(九八・林業課)
〃	(九九・〃)
〃	(一〇〇・〃)
〃	(一〇一・〃)
〃	(一〇二・〃)
都市計画事業変更の認可	(一〇三・下水道課)
公安委員会事項	(公告)
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催	(公告)

告示

◎佐賀県告示第九十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり検査を実施する。

平成二十一年三月十九日

一 実施の目的

牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)第六条第一項の

規定による届出の対象となる牛。ただし、同条第二項ただし書きに該当する場合を除く。

四 実施の期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)第九条第二項に定める方法による。

六 その他

検査対象となる家畜の保管等については、ハラサンギョウ株式会社(長崎県東彼杵郡川棚町三越郷五十一番地二)に委託する。

◎佐賀県告示第九十八号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第二項の規定により特別伐倒駆除を命ずるので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第二項の規定による命令の内容を次のとおり公表する。

平成二十一年三月十九日

佐賀県知事 古川 康

一 区域及び期間

(一) 区域

唐津市、東松浦郡玄海町の区域内に存する松林のうち次の区域とする。

(「次の区域」は省略し、その関係書類を佐賀県生産振興部林業課及び唐津市役所及び玄海町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 期間

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

佐賀県知事 古川 康

松くい虫が付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破碎を行うこと。

四 命令をしようとする理由

松くい虫被害のまん延を防止するため

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、唐津農林事務所長を経由して知事にその旨を届け出なければならぬ。ただし、(三)により申請書を提出する場合は、この限りではない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、唐津農林事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(五) 知事は、四の措置を行った場合において、その費用の額が三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

●佐賀県告示第九十九号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第一号の規定による命令の内容を次のとおり公表する。

平成二十一年三月十九日

一 区域及び期間

(一) 区域

唐津市に存する松林のうち次の区域とする。
（「次の区域」は省略し、その関係書類を佐賀県生産振興部林業課及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(二) 期間

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

松くい虫被害のまん延を防止するため

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、一の(一)に掲げる地域を管轄する農林事務所長を経由して知事にその旨を届け出なければならぬ。ただし、三により申請書を提出する場合は、この限りではない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、一の(一)に掲げる区域を管轄する農林事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補

償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(五) 知事は、四の措置を行った場合において、その費用の額が三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

◎佐賀県告示第百号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号の規定による命令の内容を次のとおり公表する。

平成二十一年三月十九日

佐賀県知事 古川 康

一 区域及び期間

(一) 区域

唐津市の区域内に存する松林の区域のうち次の区域とする。

(「次の区域」は省略し、その関係書類を佐賀県生産振興部林業課及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 期間

平成二十一年五月十三日から平成二十一年七月十五日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受ける恐れのある松林を所有し、又は管理する者は、当該松林において地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

松くい虫被害のまん延を防止するため

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置を行う場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、唐津農林事務所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、次の(三)により申請書を提出する場合は、この限りではない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、唐津農林事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 知事は、三に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、一の(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(五) 知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

◎佐賀県告示第百一号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号の規定による命令の内容を次のとおり公表する。

平成二十一年三月十九日

佐賀県知事 古川 康

一 区域及び期間

(一) 区域

唐津市に存する松林の区域のうち次の区域とする。

(「次の区域」は省略し、その関係書類を佐賀県生産振興部林業課及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 期間

平成二十一年五月十三日から平成二十一年七月十五日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受ける恐れのある松林を所有し、又は管理する者は、当該松林において航空機を利用して薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

松くい虫被害のまん延を防止するため

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置を行う場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、唐津農林事務所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(三)により申請書を提出する場合は、この限りではない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、唐津農林事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 知事は、三に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、一の(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(五) 知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

◎佐賀県告示第百二号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号の規定による命令の内容を次のとおり公表する。
平成二十一年三月十九日

佐賀県知事 古川 康

一 区域及び期間

(一) 区域

県内一円

(二) 期間

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

一の(一)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材を含む。))をいう。は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。

四 命令をしようとする理由

松くい虫被害のまん延を防止するため

◎佐賀県告示第百三三号

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次
のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十一年三月十九日

佐賀県知事 古 川 康

一 施工者の名称

唐津市

二 都市計画事業の種類及び名称

母子都市計画下水道事業 唐津市公共下水道（母子処理区）

三 事業施工期間

平成十九年一月十日から

平成二十六年三月三十一日まで

四 事業費

区民の部 区民の部

使臣の部 使臣の部

○ 公安委員会事項

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の規定により、
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催します。

平成21年3月19日

佐賀県公安委員会

委員長 山 口 久 美 子

1 初心者講習会の開催日時及び場所

開催日時	場 所
平成21年5月22日（金曜日） 午前9時から午後5時まで	佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部

2 経験者講習会の開催日時及び場所

開催日時	場 所
平成21年4月15日（水曜日） 午後1時30分から午後4時30分まで	唐津市坊主町433番地1 佐賀県唐津総合庁舎
平成21年5月18日（月曜日） 午後1時30分から午後4時30分まで	佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎
平成21年6月11日（木曜日） 午後1時30分から午後4時30分まで	武雄市武雄町大字昭和265番地 佐賀県武雄総合庁舎

3 その他

- (1) 初心者講習会は、初めて猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を対象に行います。
- (2) 経験者講習会は、猟銃又は空気銃の所持の許可を更新しようとする者を対象に行います。
- (3) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に本人の写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面の上三分身で縦及び横の長さが3センチメートルのもの）2枚を添え、受講日の5日前までに、住所地を管轄する警察署を経由して佐賀県公安委員会に提出してください。
- (4) 講習会の開催日については、会場の都合により変更となる場合がありますので、申込みの際に確認してください。
- (5) 講習会に関する問い合わせ先
この講習会の詳細については、佐賀県警察本部生活安全部生活環境課（電話代表0952 - 24 - 1111 内線3173）又は各警察署の生活安全課若しくは生活安全・刑事課にお問い合わせください。

購読料
申込先
一か年三二、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年三月十九日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社